

今後の山岳環境保全のあり方について

～山岳環境保全対策検討会 中間報告（案）～

1. 山岳環境保全対策検討会の設置の経緯と目的

平成22年6月9日の環境省の行政事業レビューにおいて「山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助事業」は廃止との判定がなされた。しかしながら、依然として山小屋等の浄化施設が未整備のトイレが存在し、山岳地域での環境汚染が止まっていないこと、また、中高年の登山者の増加に伴う遭難件数が増加傾向への対応が求められている等から、山岳会関係や関係自治体等から事業継続の強い要望が出されているところである。

行政事業レビューでは、山岳環境保全のための施策の必要性については異論がなかったこと、また、「廃止とは、いったん廃止してゼロベースからの見直しを行うことを含むものである」という、行政事業レビュー熊谷コーディネーターの総括コメントも踏まえ、今後の山岳地域の環境保全施策のあり方等について改めてゼロベースから検討を行うため、有識者で構成する「山岳地域環境保全対策等検討会」（以下「検討会」という。）を設置、開催することとなった。

2. 検討会の構成

山岳環境保全対策検討会は自然公園、社会科学、山岳関係等の各分野における専門家等で構成することとした。

【検討員名簿】

北村 憲彦	名古屋工業大学大学院准教授
塩沢 久仙	南アルプス芦安山岳館 館長
田部井淳子	登山家
土屋 俊幸	東京農工大学大学院農学研究院教授 <座長>
畠山 武道	早稲田大学法科大学院教授
吉田 正人	筑波大学大学院准教授

3. 検討会日程

第1回 平成22年7月12日(月) 9時30分～11時30分

環境省皇居外苑管理事務所会議室

- 議事 (1) 山岳環境等浄化・安全対策緊急事業等について
(2) 山岳地域環境保全の実態について(関係者ヒアリング)
(3) 現状を踏まえた新たな施策の方向性について

第2回 平成22年7月27日(火) 14時00分～17時00分

環境省皇居外苑管理事務所会議室

- 議事 (1) ヒアリングについて
(2) 今後の山岳環境保全施策について

第3回 平成22年8月11日(水) 13時30分～16時30分

新宿御苑インフォメーションセンター2階

議事 中間報告について

第4回 11月頃を予定

議題 最終報告について

4. 関係者ヒアリングの実施

(1) ヒアリング対象者

車 司	富山県生活環境文化部自然保護課長
石原 三義	山梨県観光部観光資源課長
菅谷 行博	長野県環境部自然保護課長
穂苅 康治	槍ヶ岳山荘代表
上 幸雄	NPO法人 山のECHO代表理事

(2) ヒアリングの成果

1) 富山県

- ・ 事前提出資料に沿って説明
- ・ 山小屋のトイレの整備には県の補助金もあり、国補助以外のうちの半額を補助している。
- ・ ヘリ空輸費が事業費の40%前後を占め、条件が悪い故に建設費用が高コストである。
- ・ トイレを整備済みの山小屋は、経営状況が良好で資金力がある山小屋と認識。未整備の山小屋は必ずしも経営状況は良くないことから本事業の継続を要望する。

2) 山梨県

- ・ 富士山は全山小屋のトイレ改修が終了。
- ・ しかし、県内にはトイレが未整備の山小屋は16ある。
南アルプスや八ヶ岳、秩父山地は、69ヶ所の山小屋のうち23%が未整備。
富士山に比べ利用者も少なく経営が脆弱であり、支援が必要。
- ・ 山岳トイレの整備は今後も課題であると認識しており、本事業の継続を要望する。
- ・ 整備費1千万未満の場合は、県独自の補助金制度があり、1/2を補助している。

3) 長野県

- ・ 未整備トイレが国立公園13、国定公園4、県立公園14ヶ所残っている。
今後3年以内にこのうち11箇所を整備する予定であった。

- ・来年度以降補助申請を前提に、補助を希望する山小屋について、時間のかかる山小屋の関係法令の許認可や資金調達の作業を先行して進めてさせていた。本事業が廃止になれば、支障が出る。
- ・特に、御岳県立自然公園では、トイレ改修を推進するため「御岳山山小屋等のし尿処理他検討会」を実施してきており、その前提としてこの補助金を使う予定だった。このようなこともあり県立自然公園での整備についての補助の継続についても特に要望する。
- ・整備費 1000 万未満の場合は、県の補助金制度がある。
- ・本事業の廃止は、かえって山岳環境を悪化させることから継続を要望。
- ・上高地や八ヶ岳において、水質・土壌に関する整備効果のモニタリングを進めたい。

4) 山小屋経営者 穂苅氏（槍ヶ岳山荘等）

- ・本事業が始まる前、平成 10 年に今後の経営を考え、槍沢小屋のトイレを 4000 万円かけ改修した（全額自費）。その後自分の経営する全ての小屋について、本事業の補助も受けつつトイレを改修した。
- ・近年、中高年の登山者や女性の登山者は増えているが、登山者全体としては暫時減少している。中高年の方々に、トイレの費用として 1000 円さらにくれとも言えない。
- ・北アルプスの山小屋でも、年間利用者は多いところでも 1 万人、千人と言うところもある。経営は零細で、イニシャルコストの負担に耐えられないところも多いだろう。

山小屋経営者にとっては、山岳トイレの整備において初期投資がネック。

- ・山岳トイレの整備は登山者に評判がいい。「山ガール」ブームで女性の登山

者が増えており、また外国人登山者受け入れの観点からも、トイレの整備は必要。

- ・本事業が廃止になれば、トイレを整備できない山小屋が増え、山小屋を廃業するものもいるだろう。山岳環境を守る山小屋が減ってしまう。
- ・トイレの維持管理費で、バッテリーの交換コストは馬鹿にならない。しかし、ここまでは補助の対象とならない。
- ・山小屋で用いる軽油については、軽油取引税が課税されている。道路特定財源であることから、農家等、公道を走る自動車に関わらない業種では減税されているが、山小屋は減税されていない。この減税についてもお願いしたい。

5) 山のECHO代表理事 上氏

- ・事前提出資料に沿って説明。
- ・山岳トイレ整備が必要な理由は①山岳地を利用する人がいる、②利用に対して自然環境を守らなくてはならない、③自然公園法の目的において利用を図るという規定がある、といったことが考えられる。
- ・過去にトイレの利用料に関するアンケートを実施した経験からすると、登山者はトイレの利用料を支払うことに抵抗はあまりない傾向がある。
- ・今後は、整備が必要な山小屋トイレの現状把握や利用と施設整備のあり方に関する計画の策定などの当面の対応策と、利用者負担の制度化などの将来的な対応策に分けられると考えている。
- ・山岳トイレの整備に関し、国立公園課と自然環境整備担当参事官室の連携が十分ではなく、トータルな政策になっていない。
- ・携帯トイレの普及率は低い。山小屋にトイレがある、縦走するとき排泄物を持ちたくないといった理由が考えられる。

5. 検討会における検討の概要

検討会における意見の内容については多岐にわたることから、以下に行政事業レビューの際のコメントとともに、第一回、第二回の検討会の意見を整理した。レビューのコメントが5つに集約できたことから、それぞれについて整理した。

凡例	●：事業レビューでの意見	○：第1回検討会での意見
	・：第2回検討会での意見	◎：検討の要点

(1) 山岳環境保全対策の進め方について

●山岳部の景観維持は、より抜本的な対策を必要とする。

○整備が必要な場合が多いことも大きな問題であるが、一方で過剰整備という面はないのか。山域の状況や登山者の求める体験の質を踏まえてトイレ等の整備水準を個別に判断する必要がある、ROSの考え方を導入するなどして、そのための計画作りを進めることが必要ではないか。

- ・一般の方々から、この補助金が廃止になることが国全体の問題ではなく地域的な問題と見られ、各都道府県で対応すべきと思われる懸念がある。
- ・北海道や九州でもトイレ問題はある。これまでの整備実績に地域的な偏りがあるのは有料の山小屋の分布、経営状況による。
- ・施設整備の優先度を決める際に、利用者の視点やレベルを考慮すべき。
- ・利用レベルのゾーニングが明確になるような仕組みを作るべき。大雪山国立公園の事例を他の地域でも作るには相当な時間が必要だと思うが。
- ・工場管理において「見える化」という言葉をよく使うが、登山においても登山道ごとの利用のあり方が分かるような仕組みが必要。

- ・ スイスの地図では利用方法が明確になっている。地図会社など民間の協力も得れば、利用の色分けの普及に効果的ではないか。
- ・ 施設化していくべき自然と施設化していくべきではない自然の区別をしっかりと、トイレ対策も含め、利用の考え方を整理していくべき。
- ・ 大雪山のような管理水準策定など根本的な施策の展開は、やらなくてはならないが、一方で合意形成が難しく導入に時間もかかる。根本的施策の展開を待つのではなく、緊急の課題に対応する観点からできることは速やかに行う必要がある。

【検討の要点】

- ◎事業レビュー及び第1回検討会での意見としては、入山規制、受益者負担、公共性の定義（公共事業、民間支援策等）、補助金制度の内容が挙げられた。また、第2回の検討では、山岳施設の計画的な管理の必要性が指摘された。
- ◎環境保全対策については、山域毎の特性を踏まえて、計画性を持って検討することが重要。実際には、し尿対策と登山道などを一体として、公共事業によるトイレや登山道整備、携帯トイレの活用、山小屋の位置づけの明確化等を総合的に計画化する（大雪山の管理水準策定の事例）必要がある。
- ◎入山規制、受益者負担や管理水準策定など根本的な施策の展開は、やらなくてはならない。しかし、合意形成が難しく、導入には時間もかかるし、すべてに出来るわけではない。

一方、未だに残る「垂れ流し」トイレを放置し続けることは、山岳環境保全上問題があることから、根本的施策の展開を待つのではなく、緊急の課題に対応する観点からできることは速やかに行う必要がある。

(2) 入山規制について

●公園は公共性のあるものであるが、条件不利地域にまで、公共性を重視する（利用可能な状態にする）必要はない。もちろん環境保全は必要。利用者負担、自己負担責任にするため、規制すべき。

○直ちには難しいが、将来的には、利用者のコントロールも検討するべきはないか。全体的な構図を検討して、全部一気にやるのは無理でも、方向性は打ち出すべき。

- ・合意形成などに時間はかかるが、入山規制などの法的規制は必要。登山者への教育を継続していくことも重要。
- ・入山規制では、難しい法規制だけではなく、地域の関係者による「地域ルール」も含めて検討すべき。例えば、集団登山に馴染まない山に集団登山をしないなど。
- ・入山規制を導入するには合意形成が必要だが、その合意形成をする協議会の位置付けについて、法的根拠がなくても有効な仕組みを検討すべき。
- ・入山規制という点では、マイカー規制は人数を抑える有効な手段と考えている。地元では入山者数3割減を受忍している。

【検討の要点】

◎行政事業レビューの指摘の通り、オーバーユースなど、生態系の保全の観点から利用者規制の必要がある地域では、積極的に利用者規制の導入を検討していく必要がある。

ただし、地域の合意形成が必須であり、それぞれの地域の状況に応じて、時間をかけ、柔軟に検討を進めることが必要である。

- ◎一ヶ所に利用が集中するなど、生態系の保全のため、利用者数などの調整が必要な場合があり、そのため「利用調整地区」の制度がある。

～利用調整地区制度（自然公園法）～

公園利用者の立入り人数・期間・方法等を調整することにより、地域の生態系の保全と持続可能な利用を推進。

現在、西大台ヶ原地区（吉野熊野国立公園）のみ。知床五湖（知床国立公園）において指定について調整中である。

利用者が立ち入る場合の認定にかかわる経費（実費程度）を徴収することはできるが、いわゆる入山料ではない（余分に徴収し管理に回すことはできない。）。

「利用調整地区」制度では、事前申し込みを含めた立入認定を実施するとともに、各登山口において入山を管理する必要がある。

現在既に制度が導入されている西大台地区も、現在利用調整地区の指定作業を進めている知床五湖でも、入口は1ヶ所であり、入場管理がしやすい状況。広範な山岳地では、入場管理や違反パトロールの実施、広報などの経費増の懸念があるなど問題点もある。

- ◎また、山岳地では、非常に広範な範囲を指定する必要があるが、これにより登山者が激減し、山小屋や観光事業、その他関連産業への影響がありうることから、経済的影響を受ける関係者が多く、地権者や地域の同意を得ることが困難と考えられる。

- ◎登山者数が抑制されても、それに応じた一定量のし尿は結局投棄され続け

るので、し尿対策は別途必要。また、新たに入口施設などの整備などが必要となる。知床五湖では、利用調整地区の指定に際して、自由利用が可能な高架木道や入口施設の整備などで数億円の公共事業を実施したところ。

◎自然公園法による利用調整地区だけではなく、エコツーリズム推進法による制度などもある。法規制だけではなく、地域の関係者による「地域ルール」も含めて検討する必要がある。マイカー規制も導入を推進すべき。

◎合意形成をする協議会の位置付けについて、法的根拠がなくても有効な仕組みを検討する必要がある。

◎登山者への教育を継続していくことも重要。

(3) 受益者負担について

●大変、意義のある事業だと思います。ただし、独占的立地にある山小屋は、自ら改修費用を出すインセンティブは小さい（整備せずとも競争相手に負けるとは考えられないから）ので、法律で規制して整備させて、利用料で回収する方が効率的です。もしくは競争相手をつくるか。

●受益者負担、汚染者負担の原則からして、現状のような補助は説明がつかない。建設費を利用料で回収する方策を考えるべき。山小屋利用料と同様の仕組みを考えるべき。

●本来、山岳地帯の景観管理に要するコストは入山者の方が負担すべきと考える。山小屋に対して、適切な使用料の徴収により、設備の整備及びメンテナンスを行う方向に改めるべきであろう。

○山岳トイレの整備は山岳地の水質改善などにも資するものであり、その受益者は登山者だけではなく、下流域に住む国民も当てはまる。

- ・自然に親しむのもお金がかかるという認識を浸透させるべき。
- ・トイレの維持管理費を利用料で賄う等、受益者負担は大方の登山者の理解を得られているのではないか。問題はいくらが適正かということ。
- ・トイレの整備費を国民が負担しているのに、トイレの利用者が利用料を支払わないでは済まされない。行政事業レビューで出された宿題に答える必要がある。
- ・トイレの整備費は高額で、利用料に転嫁すれば、利用料は利用者が負担するのは難しい金額にならざるを得ない。
- ・ツアー会社や交通機関の料金の中にトイレ料金を組み込むことも有効。
- ・何度も料金を取るのではなく、トータルで料金を取るような仕組みにすな

いと登山者には支障が出るのではないか。各地域でモデル的な取り組みを実施できないか。

【検討の要点】

- ◎トイレの維持管理費を利用料で賄う等、適正な受益者負担については大方の登山者の理解を得られている。適正額の検討が必要。
- ◎現在、整備済みのトイレについては、チップ制などにより利用料は徴収しているものの、一般的には維持管理費用にも満たない状況である。トイレの整備費は高額で、利用料に転嫁すれば、利用料は利用者が負担するのは難しい金額にならざるを得ない。
- ◎現行では一般的に、100円程度の支払いをお願いすることが多いようだが、どこまでの引き上げなら登山者の理解を得られ、トイレ使用を促し、野外で用を足さないで済むのか議論が必要。
- ◎ツアー会社や交通機関の料金の中にトイレ料金を組み込むことや、何度も料金を取るのではなく、トータルで料金を取るような仕組みにしないと登山者には支障が出る。各地域でモデル的な取り組みを実施することが必要。
- ◎自然公園法の規制により、施設の建て直しの際に環境配慮型トイレを整備することを義務づけることはできる。ただし、現況が垂れ流しの施設について、規制により速やかな改善を求めることは困難であり、事業者負担のみとすると、トイレ整備が進捗せず、山岳環境が改善しない可能性がある。

(4) 補助事業の必要性について

- 山小屋は、登山家の安全確保のためには必要な施設である。山の生態系の保全のためには必要である。ただし、民間山小屋に1/2の国費を投入することがよいか否かについて、再検討する必要がある。
- 制度改善の余地はあるものの、補助自体は存続すべきと考える
- 公共性の定義を明らかにして、一般国民に理解していただく必要がある。
- 民間の山小屋がトイレを整備して競争力を発揮したくなるような政策がベストであり、この補助制度は一旦廃止して、法規制も踏まえた競争的仕組みの再構築が必要である。

○公と民間の線引きが曖昧な点が気になる。本来、公が整備する部分を山小屋が担わされているのではないか。

○登山道の維持は、その大きな部分を山小屋などによるボランティアな部分によって支えられているのが現状。

○本事業のゴールはどこに置いていたのか。目標を達成しないまま事業を廃止することについては疑問がある。

○山岳環境の保全は多面的。したがって、多様な施策が必要であり、補助金の制度もあって良いのではないか。

○山岳遭難において脱水症状に起因するものは多く、安全な登山には水分補給が欠かせないが、登山者はトイレが整備されることで安心して水分を取ることができる。したがって、トイレ整備は安全な登山利用に繋がる。自然公園の目的には利用もあるはずで補助は継続すべき。

○政府として外国人観光客の増加を推進しているようだが、韓国や台湾からの外国人登山客も増加しており、外国人対策としても山岳トイレの整備は

有効であり、補助は継続すべき。

- ・垂れ流しトイレや野外での用足しを放置し続けることはできない。トイレ整備費に国費を投入することについては、生態系の保護という視点から補助の必要性の説明がつくと考える。
- ・山小屋は「準公衆トイレ」として機能しているなど、一定の公共性が認められる。国は民間の事業者に全て頼る全てではなく、補助などの手当をすることが必要。
- ・山小屋が安易な方法でトイレ整備をするのは問題。したがって、一定の技術水準を守らせる観点からも補助すべきではないか。
- ・トイレの整備費までを利用者が負担するのは困難という現状からすると、野外での用足しを防ぐ等、環境保全の観点から補助事業の必要性があると言える。

【検討の要点】

◎垂れ流しトイレや野外での用足しを放置し続けることはできない。山岳環境の保全、特に生態系の保護、水源地の保護といった視点から、山小屋等への補助の必要性がある。

◎山小屋の機能には、有償の営利事業として行われる宿泊の提供、物資の供給（売店・食堂）以外に、宿泊者以外の登山者についても対象とする無償または実費で行われる公共的な機能がある。

<山小屋の機能> (○は有償。●は無償または実費で公共的な機能)

- 宿泊の提供
- 物資の供給 (売店・食堂)
- 休憩所
- 登山者に対する情報提供・安全指導
- 給水
- 公衆トイレの提供
- 医療 (診療所)
- 救難対策 (緊急避難所・救助)
- 登山道等の維持管理・清掃
- 自然保護の拠点としての機能

宿泊者以外の
登山者について
も対象

◎山小屋がトイレを通行者に開放することにより、国は公衆トイレの整備を行わずに済んでいる面がある。山小屋が国の支出を節約させている。

環境省の直轄トイレについても、山小屋に管理をお願いしているケースがあるが、これにより、実際に管理費を圧縮できている。

◎ヒアリングによれば、既に平成23年度以降に事業を予定している山小屋がある中で、急に補助を廃止することは、せつかくの山岳環境保全対策推進のチャンスを無駄にすることになる恐れがある。

◎自然公園法の規制は、施設の建て直しの際にトイレをきちんと整備することを求めることはできるから、今後は国立公園管理計画等に位置づけるなど、規制により環境配慮型トイレの整備を義務づけて行くことも可能であるはず。

一方で、現況が垂れ流しの施設について、規制により速やかな改善を求めることは困難である。規制以外の方策の検討も必要。

(5) 補助金の制度の内容について

- 一律補助金に関して、ケースによってはその割合を減じるなどのメリハリの
ある対応が必要ではないか。
- 利用料決定や管理基準を含めた統一的なルールづけを行い、必要最小限のもの
のみ国庫負担を、利用料のみで行われるのが望ましい。
- 補助制度の意義は認めるが、公費で補助する以上、対象選定の公平性と透明
性が求められる。この点で改善が必要ではないか。
- 国が負担するのは、国立公園のみに。
- 自然公園法のたてつけのもとで、国立公園・国定公園・県立自然公園という
管理責任の異なる公園に一律に1/2補助する理由は乏しい。

- 登山道の維持は、その大きな部分を山小屋などによるボランティアな部分に
とって支えられているのが現状。
- 各山小屋では、登山道の清掃や修繕など様々な自然保護のための活動を行っ
ている。トイレだけではなく、山岳環境保全全体を対象にした補助金にし
てほしい。

- ・ これまでは、山小屋の自主性に依る部分が大きかった。山小屋がやらなけ
ればならないことを明確にした上で、優先順位を付けて、緊急的に事業を
進める仕組みが欠けていたのではないか。
- ・ 補助対象の基準を地域ごとにきめ細かく定め、補助の成果も見えるような
メリハリのある制度にするべき。
- ・ 補助率は全国一律ではなく、場所に応じて変えるべきではないか。
- ・ 補助の対象は、利用者数や自然環境の脆弱さ、公共性の高さ、水源地の有
無などを考慮してメリハリをつけるべきではないか。

- ・ 予算の使い方を見る目が厳しくなっているので、対外的に事業の必要性を説得できる制度にすることが重要。

【検討の要点】

- ◎特に高い公共性を発揮する施設や、公共事業費や維持管理のための国費の縮減につながる施設にも着目して補助する仕組みを検討することが必要である。
- ◎対象選定の公平性と透明性確保に配慮するため、第三者機関に事業採択や補助の成果確認をゆだねる等の対応が必要である。
- ◎公共性の高く、かつ、環境保全上の必要性から補助する部分と、環境保全上の必要性からのみ補助する部分を別々の補助率とする等、メリハリをつけた運用を検討する必要がある。
- ◎メンテナンスや施設の更新については受益者負担を導入すべきことを明確化するべきである。
- ◎国立・国定公園は国が関与する自然公園であり、公共事業の仕組みもある。少なくとも、ここでの支援は国が行うことが考えられる。県立自然公園については国が支援する理由に乏しいが、御岳長野県立自然公園では、補助金を活用することを前提に、すでに地域で検討会を設け、山域ぐるみでトイレ改修を検討している事例があることも考慮する必要がある。

6. 山岳環境保全のための新たな制度について（提言）

（1）山岳環境の現状と課題

ヒアリング及び検討会の意見交換において、以下の現状と課題が明らかになったところ。

- 屋外排泄、ティッシュペーパー散乱、垂れ流しトイレが依然として散見される。改修を予定している山小屋トイレは90ヶ所残されている。
- 「山ガール」や外国人登山客が増加する中、国として重点をおいている「観光立国」の面からも「臭い」「汚い」は早急に排除すべき重要課題であり、トイレ対策はその核心的問題である。
- 我が国の生物多様性の屋台骨とされる山岳地域の生態系の維持のためには、垂れ流しトイレの早急な改善が必要である。

（2）対策の基本的な考え方

1) 総合的な山岳環境保全対策の立案・実施が必要

- (1) 行政事業レビューや検討会において議論のあった、利用者規制の導入や計画的な整備・維持管理、関係者の参画による協働型の管理、入山協力金の徴収等、多様な管理手法を導入することが必要である。

特にオーバーユースになっている地域については、利用者規制について検討すべきである。

これらの施策は、山域ごとに、その利用実態等を踏まえつつ、検討を行う体制を整えることが必要である。

- (2) これらの各種事業・制度の導入に際して、関係者の合意形成に長い時間と手間がかかる。しかしながら、その一方で、早急な「し尿対策」

は、喫緊の課題であり、規制による誘導、公共事業によるトイレ整備、山小屋のトイレの活用等を総合的に組み合わせて、対策を講じる事が必要となる。

2) 規制を中心とした「し尿」対策の推進が必要

- (1) 山岳地域におけるトイレ対策として、全てを公共トイレとして公共事業により整備することは、コストが嵩む。公共的な役割（一般登山者へ開放する等）を果たしている山小屋を活用することは、公共事業等の国費の縮減の観点からも望ましい方策と考えられる。
- (2) この場合、前提として山小屋の建て替え時等に許可要件として環境配慮型トイレを義務付け、規制を前提に利用者負担で維持される仕組みとしていくことが必要である。こうした方針を許認可に先立ち、環境省は明確化すべきである。
- (3) ただし、現行の自然公園法では、建て替え等の申請がなされない限り、トイレ改修を強要することはできないことから、改築コストや現下の利用者負担水準を考えると、規制のみでは、未改修のトイレを有する山小屋の改築が先延ばされるおそれが強い。この間、し尿の垂れ流しはつづき、生態系や観光振興への悪影響は続くこととなり、その間、別途の対応を考えることが必要である。

今回、再調査によって、全国に90ヶ所の改修を要するトイレがあることがわかっており、これに早急に対処するため、一定期間の時限措置として山小屋のトイレ改修を助成することにより、山岳環境の保全をうながすことが適当と考えられる。

(2) 山岳環境保全に関する新たな仕組みについて

従来の、恒久的助成制度を廃止し、規制、つまり、建て替え時等に許可要件として環境配慮型トイレを義務付け、これを前提に利用者負担で維持される仕組みに移行するべきである。

ただし、残された未改修の山小屋トイレがまだ多く残されており、これらを早期改善する必要があることから、時限的な助成の仕組みも併せて創設する必要がある。

1) 総合的な山岳環境保全対策の立案・実施

(1) 登山道やトイレ、山小屋などの施設それぞれについての維持管理・整備・利用などについてを含む、山岳環境保全対策に関する総合的な計画を、各山域ごとに策定するべきである。

計画の検討に当たっては、環境省の地方環境事務所において検討会を設立し、地域の協力を得ながら検討を実施すべきである。

(2) 計画の検討の中では、携帯トイレの活用や民間参画による維持管理組織の設立、利用協力金の活用、利用者規制の導入などについても検討するべきである。

2) 山小屋の公共的機能発揮への助成（時限的制度）

(1) 民間の山小屋の公共的機能が、山岳環境保全と利用者の安全確保の上で、今後とも重要である。従って、公共の補完的役割を民間が担っている場合に限定して、その施設の整備を助成することは有効である。

(2) 山岳環境保全のためには、特に、残る未整備の山小屋トイレを緊急に

改善することが必要である。これらを対象に集中的・計画的に整備を図ることが必要であるが、運搬経費が割高であり、個々の山小屋では初期投資の負担が大きく整備が進まないと想定されることから、(1)の公共的機能の観点から助成することが有効である。

- (3) 助成先の採択等の透明化のためには、第三者委員会による審査等を導入することが有効である。
- (4) 一定の山域における整備推進に計画性と透明性を持たせるため、山域内の山小屋等による地域協議会を助成の受け皿とすることが有効である。
- (5) 国の関与の必要性の観点から、対象地域は、国立公園・国定公園に限定することが適当である。

ただし、都道府県立自然公園内については、山岳環境保全の観点から、現在準備をしている事業者への配慮として、今後2～3年に限り助成対象とする等の経過措置が必要である。

- (6) ヘリ空輸費の負担が大きいことなどを踏まえ、一般車道で到達できない等、条件が著しく不利な場所にあるものを対象とする必要がある。
- (7) 原則として、対象となる事業費の2分の1を助成するものとしつつ、特に公共性の高いもの（医療施設等）や、携帯トイレの活用等については補助率を嵩上げしてはどうか。
- (8) 整備された施設の管理については、受益者負担を導入することを明確化する必要がある。
- (9) 旧事業及び本事業による補助施設の再整備に際して、建て替えの許可要件として環境配慮型トイレを義務づけ、原則として補助の対象としないものとする必要がある。ただし、災害復旧等、一定の配慮が必要なこ

ともあり、これらについては個別に検討が必要である。

(10) 補助対象に再生可能エネルギーの活用施設等を追加してはどうか。

(11) 1件あたりの助成額には上限額を設ける必要がある。